仙北市監査委員告示第９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第９項の規定により、住民監査請求「秋田県仙北市職員措置請求書」に係る監査結果に基づく措置について、仙北市長から別紙のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和８年１１月４日

仙北市監査委員　　伊　藤　登志雄

仙北市監査委員　　熊　谷　一　夫

仙発総第　348号
令和８年11月２日

仙北市監査委員　伊　藤　登志雄　様
仙北市監査委員　熊　谷　一　夫　様

仙北市長　田　口　知　明

監査結果に対する措置について（通知）

令和８年９月17日付仙発監第81号で勧告がありました監査結果について、下記のとおり必要な措置を講じましたので、地方自治法第242条第９項の定めにより通知します。

記

（１）補助対象経費の再審査

令和７年度仙北市スポーツ協会事業費補助金について、ホームページ作成費495,000円及び法人設立関係費用221,516円は、令和７年度の旧協会に係る補助対象経費として認めることは妥当ではない。

市長は、これらの経費を補助対象経費から除外し、各費目について、補助目的との適合性、支出主体、年度帰属、履行及び完成確認の状況を改めて審査すること。

【措置内容】

令和８年９月29日、10月１日の両日、角館交流センター相談室において、総務課長ほか２名の職員が、一般社団法人仙北市スポーツ協会（以下「新法人」と言う。）から関係帳簿を借り受け、ホームページ作成費及び法人設立関係費用など、関係するすべての補助対象経費について再審査を実施した。

（２）確定補助額の再計算

前号の審査結果を踏まえ、交付決定額、実績報告額、交付確定額、既払額及び既に承認された補助事業の範囲を確認し、補助対象経費全体を再整理した上で、適法に認められる確定補助額を再計算すること。

【措置内容】

再審査の結果、年度を超えた執行や成果の未達成及び仙北市スポーツ協会（以下「旧協会」と言う。）として得た特定財源を事業費に充当していないケースなどを再計算した結果、適法に認められる確定補助額を 2,420,791 円とした。

（３）返還その他の是正措置

前号の再計算の結果、既交付額が適法に確定される補助金額を上回る場合には、仙北市補助金等交付規則、仙北市スポーツ協会補助金交付要綱及び当該交付決定に付された条件に基づき、交付決定の取消し、返還命令その他必要な是正措置を講ずること。

【措置内容】

交付決定などを取り消すとともに、既交付額 3,259,000 円と前号で再計算した確定補助額 2,420,791 円との差額 838,209 円について、令和８年 10 月 28 日付けで、旧協会解散当時の会長である[redacted]個人に補助金の返還を求める通知及び納付書を送付した。（納期限は令和８年 11 月 16 日）

（返還額内訳）

〇事務局員費 32,619 円
〇需用費 31,044 円
〇委託料 715,000 円※ホームページ作成費及び法人設立申請費
〇振興事業費 59,546 円
計 838,209 円

(４)返還債権の保全及び相手方の確認

返還措置の検討に当たっては、交付決定の相手方である旧協会の解散・清算の状況、残余財産の帰属及び新法人への財産又は債務の承継の有無を確認し、返還債権の保全及び回収に必要な措置を講ずること。

【措置内容】

令和８年９月 28 日、返還の相手方について、市の顧問弁護士である[redacted]に相談した結果、旧協会と新法人は法律上、別団体であることから、返還の相手方は旧協会解散時の会長[redacted]個人であるとした。

また、新法人が令和８年９月 29 日に開催した理事会の議案書写しによると、旧協会は正式な清算手続きが未了の状況にあるが、新法人が作成した財産目録は旧協会の財産を承継していることを確認した。

しかし、新法人が作成した財産目録には、市の補助金を活用して取得した財産は確認されなかった。

なお、新法人は有形・無形の実質的利益を旧協会から承継し事業を運営していることを理由に、旧協会の責務精算の一環として、市から求められる補助金の返還責務を旧協会と共同で負う形で引き受けることを決議している。

(５)再発防止

補助事業等変更申請書の収受及び変更承認に係る事務処理に適正を欠く点が認められる。市長は、当該事務処理をはじめ、実績報告の審査、成果物の完成確認・検収、年度帰属の判定並びに補助金額の確定に係る各事務処理について、発生原因を検証し、法令遵守の徹底を図るとともに、公文書管理及び補助金審査事務の適正化のための再発防止措置を講ずること。

【措置内容】

発生原因は、職員のコンプライアンス意識の欠如、特定の担当職員に依存した事務処理体制、組織的チェック機能の不備にあった。

仙北市補助金等交付規則第 10 条第１項第１号では、補助事業等の内容に変更があった場合、直ちに変更の申請、承認を受けることとされているにも関わらず、そのルールを誤認し、事務処理を進めたことに大きな問題があった。

また、担当部長を始め多くの職員が関与したにも関わらず、ルールの確認や相互チェックが十分に機能しなかった点も問題であった。

再発防止策として、令和８年 10 月 26 日付けで別添の「補助金事務に係るマニュアル」及び「仙北市補助金等交付規則」を作成・見直しするとともに、血税を扱う公務員としてコンプライアンスの徹底的な意識付けを全職員に周知・注意喚起するとともに、補助交付団体への周知徹底を図るよう全部署に指示をした。

また、令和８年 10 月 23 日、市長が懲戒処分等を行うにあたり意見を聴く、仙北市職員事故等審査委員会[redacted]を開催。規程に基づき審査を行い、職員の処分について市長に意見をした。

今後市長は意見を参考に処分を検討する。